

6 資 審 第 9 号
令和 6 年 6 月 20 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

農薬取締法第 18 条第 2 項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める
省令の一部改正について（答申）

令和 6 年 5 月 29 日付け 6 消安第 1108 号－1 をもって諮問のあった標記の件
について、諮問のとおりの内容で改正するのが適当である。